平成２１年（フ）第１２２号
群馬県前橋市金丸町53番地、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市元総社町88番地
破産者　今泉　　裕
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕5136番地５
破産者　厨子　　克
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３７号
さいたま市北区宮原町１丁目662番地　シャルム磯部106、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区宮原町１丁目222番地　ＫＥＤＩＣＯかものみや508号
破産者　上原　泰裕
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４５号
埼玉県桶川市大字坂田1488番地の40　シティハイム・グリーンリーフ102号、旧住所埼玉県桶川市大字坂田160番地の14
破産者　和光　未義
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５４号
埼玉県戸田市喜沢１丁目32番地の18　ハイツあさま201号室
破産者　宮島　直樹
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
埼玉県新座市栗原６丁目１番４号　武蔵野ベルハイツ307号室大沢方、前住所埼玉県狭山市大字北入曽1508番地の74　西武フラワーヒル70―２
破産者　小山　　弘
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３号
埼玉県川越市大字藤間1073番地23
破産者　鈴木　正夫
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９６１号
名古屋市千種区東山元町２丁目69番地　パシフィックレジデンス東山元町506号
破産者　水野　美穂
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５６３号
愛知県春日井市小野町２丁目71番地　愛知県住宅供給公社松河戸住宅402号
破産者　飯田ナッツこと　飯田　民男
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８５３号
名古屋市緑区浦里１丁目68番地の２　第２鳴海西住宅311号
破産者　丹波　藤次
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６号
宮城県石巻市門脇字二番谷地４番地14、旧住所宮城県石巻市蛇田字新東前沼340番地６
破産者　大槻　清吾
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
宮城県石巻市蛇田字北久林１番地３
破産者　齋藤　　忠
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
茨城県下妻市石の宮２番地６
破産者　武藤いつ子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第８１９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3784番地25
破産者　松永　秀和
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２０号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3784番地25
破産者　松永久美子
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８号
埼玉県所沢市大字松郷102番地の５　サンモールＤ―101
破産者　黒宮　健志
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５７１号
埼玉県熊谷市中央３丁目210番地
破産者　小川　浩司
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８４号
埼玉県東松山市大字松山1951番地36
破産者　永田　　繁
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部